

資料3 説明資料 (愛知県東浦町)

第2回「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」における東浦町の任用根拠見直し事例発表

愛知県知多郡東浦町

1 東浦町の概要

愛知県の知多半島北東部、衣浦湾の最奥に位置する町で、人口は平成28年4月1日現在50,238人、面積は31.14km²、職員数は正規職員396人、非常勤職員482人、平成28年度一般会計予算総額は145億9千2百万円、財政力指数は0.94

2 任用根拠見直しの経緯・背景

平成26年7月4日付け総行公第59号総務省自治行政局公務員部長通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」を受けて見直しを行った。

背景として、平成26年4月1日から東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を施行したことに伴い、法令遵守の徹底を町全体に掲げたことも挙げられる。

3 見直し前の状況と検討過程

(1) 見直し前の状況

任用については、緊急・臨時・補助的な業務全てを地方公務員法第22条第5項の臨時職員として、半年契約を繰り返していた。

これらの任用方法が、職務の内容、勤務形態等に応じた任用根拠として正しいものであるか疑問があった。

(2) 検討過程

- ・平成26年7月4日の総務省通知を受け、東浦町における臨時・非常勤職員の今後のあり方に関する調査、検討を開始
- ・平成27年1月、一般社団法人日本経営協会主催の「臨時・非常勤職員の任用と管理実務講座」に担当職員が参加
- ・平成27年3月、東浦町における臨時・非常勤職員の今後のあり方に関する調査結果報告を受け、平成28年度に向けて27年度中に改革を行うことを決定（人事考課制度の組織の重点目標とした）
- ・平成27年6月、新マニュアル案の作成
- ・平成27年7月、各課等担当者への説明及び意見聴取
- ・平成27年10月、新マニュアル（56頁）を完成させ新制度を各課等へ説明
- ・平成27年12月、新制度を臨時職員へ説明
- ・平成28年4月1日、新制度開始

4 見直しの概要

	改正前	改正後
任用根拠	全て地公法第 22 条第 5 項の臨時職員	原則地公法第 17 条の非常勤職員 (※1)
任用時間	最大週 38 時間 45 分 (フルタイム有)	最大週 37 時間 30 分 (フルタイム無)
年休付与日数	任期の長さに応じて設定 (上限あり)	原則労基法どおり (任用後の経過期間が 6 月未満の者については年休を前倒し付与)
特別休暇付与	忌引き (有給)	忌引き・公民権行使等 (有給) 産前・産後休暇、病気休暇、育児・介護休業 (無給)
任用の継続	6 月ごと (最大 4 回まで)	1 年ごと (最大 2 回まで)

※1 任用の棲み分け

一般職非常勤職員＝6 か月を超える任用が見込まれ、補助的な業務を行う場合
臨時職員＝6 か月未満の任用であり、緊急及び臨時の業務を行う場合

5 見直しによる効果

(1) 非常勤職員の待遇の改善

年休が最大で年 10 日付与となっていたが、通算任用期間が 5 年 6 月以上の者は年 20 日付与になるなど、年休付与日数が増えた。

また、一般職非常勤での任用に整理したことで、育児休業の取得が可能となった。さらに、育児休業の取得に併せて、その他の休暇についても無給ではあるが産前産後休暇、病気休暇、介護休業等を新たに設けるなど、本人にとって有利な制度となった。

(2) 事務処理に係る職員の負担減及び費用の削減

年 2 回任用行為を行っていたものが、年 1 回の任用通知書の交付としたことにより事務処理時間が半分となった。

6 一般職非常勤職員制度に関する課題

常勤・非常勤の定義が曖昧であり、法律や判例によって解釈が異なるため、判断に迷う部分がある。

各地方自治体が迷わず任用できるように明確化すべきと考える。

7 今後の展望

本町では非常勤職員及び臨時職員の任用事務は担当課で行っている。今後は、これを人事担当課である秘書広報課で一括管理できるようにしたい。

具体的には、現在、採用の必要が生じた都度、募集を行っているのを事前登録制とし、任用から退職までをすべて人事担当で処理していくことを想定している。